

市区町村別集計項目(推進体制等)

熊本県	
市区町村数	45

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)							
			担当課(室)名	所属			問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無				
							問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況			
					36	41	21					45						
43	100	熊本市	男女共同参画課	1	1	1	1	熊本市男女共同参画推進条例	2008年12月24日	2009年4月1日		第2次熊本市男女共同参画基本計画	2019年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
43	202	八代市	人権政策課	1	1	1	1	八代市男女共同参画推進条例	2005年8月1日	2005年8月1日		第2次八代市男女共同参画計画	2019年4月1日	～	2024年3月31日	1	1	
43	203	人吉市	地域コミュニティ課 男女共同参画推進室	1	1	1	1	人吉市男女共同参画推進条例	2010年6月25日	2010年6月26日							0	1
43	204	荒尾市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	荒尾市男女が共に生きる社会づくり推進条例	2003年12月22日	2004年4月1日		第4次荒尾市男女共同参画計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
43	205	水俣市	地域振興課	1	2	1	0	水俣市男女共同参画まちづくり条例	2005年9月22日	2005年11月1日		第4次水俣市男女共同参画計画	2020年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
43	206	玉名市	人権啓発課	1	2	1	1	玉名市男女共同参画推進条例	2005年12月27日	2005年12月27日		第4次玉名市男女共同参画計画	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
43	208	山鹿市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	山鹿市男女共同参画推進条例	2006年9月25日	2006年10月1日		第3次山鹿市男女共同参画計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
43	210	菊池市	人権啓発・男女共同参画推進課	1	1	1	1	菊池市男女共同参画推進条例	2005年3月22日	2005年3月22日		(第4次)菊池市男女共同参画計画	2022年4月	～	2027年3月	1	1	
43	211	宇土市	総務課	1	2	1	1	宇土市男女共同参画推進条例	2004年3月17日	2004年7月1日		第3次宇土市男女共同参画推進計画	2019年4月	～	2027年3月	1	1	
43	212	上天草市	市民課	1	2	1	1	上天草市男女共同参画社会推進条例	2008年9月24日	2008年10月1日		第4次上天草市男女共同参画推進計画	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
43	213	宇城市	人権啓発課	1	2	1	1	宇城市男女共同参画推進条例	2007年9月27日	2007年10月1日		第4次宇城市男女共同参画計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
43	214	阿蘇市	人権啓発課(男女共同参画)・福祉課(女性問題担当窓口)	1	2	1	1	阿蘇市男女共同参画推進条例	2007年3月27日	2007年4月1日		第3次阿蘇市男女共同参画基本計画	2020年4月1日	～	2025年3月31日	1	1	
43	215	天草市	男女共同参画課	1	1	1	1	天草市男女が共に生きる社会づくり条例	2006年12月26日	2007年1月1日		第4次天草市男女共同参画計画	2023年4月1日	～	2030年3月31日	1	1	
43	216	合志市	総務課(総務・男女共同参画班)、女性・子ども支援課	1	2	1	1	合志市男女共同参画まちづくり条例	2007年9月25日	2007年11月1日		第4次合志市男女共同参画推進行動計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
43	348	美里町	総務課	1	2	1	1				2						0	1
43	364	玉東町	総務課	1	2	0	1				3	第2次 玉東町男女共同参画計画	2019年4月1日	～	2024年3月31日	0	1	
43	367	南関町	総務課	1	2	1	1				0	第3次南関町男女共同参画計画	2021年4月	～	2026年3月	0	1	
43	368	長洲町	総務課	1	2	1	1				0	第4次長洲町男女共同参画計画	2021年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
43	369	和水町	総務課	1	2	0	1				0	第3次和水町男女共同参画計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
43	403	大津町	総務部 人権推進課	1	1	1	1	大津町男女共同参画推進条例	2015年3月20日	2015年4月1日		大津町男女共同参画推進プラン	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
43	404	菊陽町	人権教育・啓発課	1	2	1	1	菊陽町男女共同参画推進条例	2016年3月22日	2016年4月1日		(第2期)菊陽町男女共同参画計画	2020年4月	～	2025年3月	1	0	
43	423	南小国町	福祉課	1	2	0	1	南小国町男女共同参画推進条例	2013年12月18日	2013年12月18日		南小国町男女共同参画計画	2019年4月1日	～	2024年3月31日	0	1	
43	424	小国町	町民課	1	2	1	1	小国町男女共同参画社会推進条例	2014年12月5日	2015年1月1日							0	1
43	425	産山村	住民課	1	2	1	1				2						0	0
43	428	高森町	住民福祉課	1	2	1	1	高森町男女共同参画推進条例	2010年6月15日	2010年7月1日		高森町男女共同参画第二次基本計画	2019年4月1日	～	2024年3月31日	1	1	
43	432	西原村	教育委員会	2	2	1	0				0	第2期西原村男女共同参画計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
43	433	南阿蘇村	総務課人権政策係	1	2	1	1				0	南阿蘇村第3次男女共同参画推進基本計画	2023年4月	～	2027年3月	1	1	
43	441	御船町	福祉課	1	2	1	1				0	第2期御船町男女共同参画基本計画	2019年4月1日	～	2024年3月31日	1	1	
43	442	嘉島町	企画情報課	1	2	1	1				2	第3次嘉島町男女共同参画計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
43	443	益城町	総務課	1	1	1	1				0	第3次益城町男女共同参画計画	2019年4月1日	～	2024年3月31日	1	1	
43	444	甲佐町	総務課	1	2	1	1				0	(第3次)甲佐町男女共同参画計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	0	
43	447	山都町	福祉課	1	2	0	1				2	山都町男女共同参画計画	2021年4月1日	～	2025年3月31日	0	1	
43	468	氷川町	総務課	1	2	1	1				2	氷川町男女共同参画計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	1	1	
43	482	芦北町	総務課	1	2	0	1				0	第3次芦北町男女共同参画計画	2019年4月1日	～	2024年3月31日	1	1	
43	484	津奈木町	総務課	1	2	1	1				0	第3次津奈木町男女共同参画プラン	2020年4月1日	～	2025年3月31日	0	1	
43	501	錦町	総務課	1	2	1	1				0	第2次錦町男女共同参画計画	2019年4月1日	～	2024年3月31日	1	1	
43	505	多良木町	生涯学習課	2	2	1	1				0	第3次多良木町男女共同参画計画	2022年4月1日	～	2026年3月31日	0	1	
43	506	湯前町	保健福祉課	1	2	0	1				0	湯前町男女共同参画計画	2023年4月1日	～	2028年3月31日	1	1	
43	507	水上村	保健福祉課	1	2	0	0				0	(水上村男女共同参画社会づくり計画～誰もがのびのび輝ける社会づくり～)	2022年4月1日	～	2027年3月31日	0	0	
43	510	相良村	総務課	1	2	0	1				0	相良村男女共同参画計画(第2次)	2022年3月	～	2026年3月	1	1	
43	511	五木村	総務課	1	2	0	0				2	五木村男女共同参画社会づくり計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
43	512	山江村	健康福祉課	1	2	1	1	山江村男女共同参画推進条例	2011年3月18日	2011年4月1日		山江村第3期男女共同参画基本計画	2021年4月1日	～	2026年3月31日	0	1	
43	513	球磨村	総務課	1	2	1	1				0						0	1
43	514	あさぎり町	企画政策課	1	2	1	1	あさぎり町男女共同参画推進条例	2023年3月8日	2023年4月1日		第3次あさぎり町男女共同参画推進基本計画	2022年4月1日	～	2027年3月31日	1	1	
43	531	苓北町	総務課	1	2	1	1				3	第3期苓北町男女共同参画計画	2022年4月1日	～	2026年3月31日	0	1	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目的に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目的に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体						
			問6-1		問6-4 所在地等			単独	複合	施設管理		事業運営				
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号			FAX番号	ホームページ	直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他	
			2						0	2	1	1	0	1	1	0
43	100	熊本市	熊本市男女共同参画センターはあもにい	はあもにい	860-0862	熊本市中央区黒髪3丁目3番10号	096-345-2550	096-345-0373	https://harmony-mimoza.org/		○		○			○
43	202	八代市														
43	203	人吉市														
43	204	荒尾市														
43	205	水俣市														
43	206	玉名市														
43	208	山鹿市														
43	210	菊池市														
43	211	宇土市														
43	212	上天草市														
43	213	宇城市														
43	214	阿蘇市														
43	215	天草市	天草市男女共同参画センター	こころす	863-0034	天草市浄南町4番15号	0969-23-8200		http://hp.amakusa-web.jp/a0792/MyHp/Pub/		○	○			○	
43	216	合志市														
43	348	美里町														
43	364	玉東町														
43	367	南関町														
43	368	長洲町														
43	369	和水町														
43	403	大津町														
43	404	菊陽町														
43	423	南小国町														
43	424	小国町														
43	425	産山村														
43	428	高森町														
43	432	西原村														
43	433	南阿蘇村														
43	441	御船町														
43	442	嘉島町														
43	443	益城町														
43	444	甲佐町														
43	447	山都町														
43	468	氷川町														
43	482	芦北町														
43	484	津奈木町														
43	501	錦町														
43	505	多良木町														
43	506	湯前町														
43	507	水上村														
43	510	相良村														
43	511	五木村														
43	512	山江村														
43	513	球磨村														
43	514	あさぎり町														
43	531	苓北町														

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業									
					用(常勤)期間(雇用)のない職員)	用(非常勤)期間(雇用)がある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他
			2					2	2	1	2	0	2	2	0	1	
43	100	熊本市	熊本市男女共同参画センターはあもにこい	1990年4月7日	25	18	37,620	○	○		○		○	○		○	
43	202	八代市			0	0	0										
43	203	人吉市			0	0	0										
43	204	荒尾市			0	0	0										
43	205	水俣市			0	0	0										
43	206	玉名市			0	0	0										
43	208	山鹿市			0	0	0										
43	210	菊池市			0	0	0										
43	211	宇土市			0	0	0										
43	212	上天草市			0	0	0										
43	213	宇城市			0	0	0										
43	214	阿蘇市			0	0	0										
43	215	天草市	天草市男女共同参画センター	2011年10月1日	3	1	2,184	○	○	○	○		○	○			
43	216	合志市			0	0	0										
43	348	美里町			0	0	0										
43	364	玉東町			0	0	0										
43	367	南関町			0	0	0										
43	368	長洲町			0	0	0										
43	369	和水町			0	0	0										
43	403	大津町			0	0	0										
43	404	菊陽町			0	0	0										
43	423	南小国町			0	0	0										
43	424	小国町			0	0	0										
43	425	産山村			0	0	0										
43	428	高森町			0	0	0										
43	432	西原村			0	0	0										
43	433	南阿蘇村			0	0	0										
43	441	御船町			0	0	0										
43	442	嘉島町			0	0	0										
43	443	益城町			0	0	0										
43	444	甲佐町			0	0	0										
43	447	山都町			0	0	0										
43	468	氷川町			0	0	0										
43	482	芦北町			0	0	0										
43	484	津奈木町			0	0	0										
43	501	錦町			0	0	0										
43	505	多良木町			0	0	0										
43	506	湯前町			0	0	0										
43	507	水上村			0	0	0										
43	510	相良村			0	0	0										
43	511	五木村			0	0	0										
43	512	山江村			0	0	0										
43	513	球磨村			0	0	0										
43	514	あさぎり町			0	0	0										
43	531	苓北町			0	0	0										

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

熊本県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
			11			14	0	0.0	15	0	0.0	31	0	0.0	17	2	11.8	4,656	157	3.4
43	100	熊本市				1	0	0.0	2	0	0.0							915	60	6.6
43	202	八代市	2009年6月19日	八代市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	1	0	0.0							330	7	2.1
43	203	人吉市				1	0	0.0	1	0	0.0							89	1	1.1
43	204	荒尾市	2005年1月29日	荒尾市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							116	13	11.2
43	205	水俣市	2005年11月20日	水俣市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							26	0	0.0
43	206	玉名市				1	0	0.0	1	0	0.0							258	7	2.7
43	208	山鹿市				1	0	0.0	1	0	0.0							258	3	1.2
43	210	菊池市	2010年11月20日	菊池市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							210	3	1.4
43	211	宇土市				1	0	0.0	1	0	0.0							157	8	5.1
43	212	上天草市	2009年1月24日	上天草市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							176	5	2.8
43	213	宇城市	2007年11月21日	宇城市男女共同参画都市宣言	4	1	0	0.0	1	0	0.0							176	1	0.6
43	214	阿蘇市				1	0	0.0	1	0	0.0							116	1	0.9
43	215	天草市	2007年2月17日	天草市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							361	7	1.9
43	216	合志市	2008年1月26日	合志市男女共同参画都市宣言	1	1	0	0.0	1	0	0.0							87	9	10.3
43	348	美里町										1	0	0.0	1	0	0.0	86	0	0.0
43	364	玉東町										1	0	0.0	0	0		15	0	0.0
43	367	南関町										1	0	0.0	1	0	0.0	72	0	0.0
43	368	長洲町										1	0	0.0	1	0	0.0	37	3	8.1
43	369	和水町										1	0	0.0	0	0		66	0	0.0
43	403	大津町	2011年2月6日	大津町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	1	100.0	66	2	3.0
43	404	菊陽町	2012年1月28日	菊陽町男女共同参画都市宣言	1							1	0	0.0	1	0	0.0	63	9	14.3
43	423	南小国町										1	0	0.0	0	0		31	1	3.2
43	424	小国町										1	0	0.0	0	0		33	0	0.0
43	425	産山村										1	0	0.0	0	0		5	0	0.0
43	428	高森町										1	0	0.0	0	0		33	0	0.0
43	432	西原村										1	0	0.0	1	0	0.0	48	2	4.2
43	433	南阿蘇村										1	0	0.0	1	1	100.0	37	0	0.0
43	441	御船町										1	0	0.0	1	0	0.0	79	1	1.3
43	442	嘉島町										1	0	0.0	0	0		13	0	0.0
43	443	益城町	2009年9月15日	益城町男女共同参画都市宣言	2							1	0	0.0	1	0	0.0	68	1	1.5
43	444	甲佐町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	2	4.0
43	447	山都町										1	0	0.0	1	0	0.0	133	0	0.0
43	468	氷川町										1	0	0.0	1	0	0.0	42	0	0.0
43	482	芦北町										1	0	0.0	1	0	0.0	84	3	3.6
43	484	津奈木町										1	0	0.0	1	0	0.0	22	0	0.0

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
43	501	錦町								1	0	0.0	0	0		26	0	0.0		
43	505	多良木町								1	0	0.0	1	0	0.0	47	0	0.0		
43	506	湯前町								1	0	0.0	0	0		23	0	0.0		
43	507	水上村								1	0	0.0	0	0		18	0	0.0		
43	510	相良村								1	0	0.0	0	0		18	2	11.1		
43	511	五木村								1	0	0.0	0	0		25	5	20.0		
43	512	山江村								1	0	0.0	0	0		16	0	0.0		
43	513	球磨村								1	0	0.0	1	0	0.0	21	0	0.0		
43	514	あさぎり町								1	0	0.0	0	0		53	1	1.9		
43	531	苓北町								1	0	0.0	1	0	0.0	51	0	0.0		

- <選択肢回答>  
 男女共同参画に関する宣言  
 宣言の形態  
 1 首長声明  
 2 議会の議決  
 3 庁内連絡会議の決定  
 4 その他



調査表4-4

市区町村別集計項目(審議会委員への女性の登用)No2(広域圏で設置している審議会等)

熊本県

都道府県	市区町村	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						目標設定の対象である審議会等の範囲						問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況					問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況					(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)													
			目標値(%)	目標年度	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員を含む数	総委員数	うち女性委員等数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)													
													18	15	773	237	30.7	2	2	22	3	13.6																			
		熊本市											1	1	6	2	33.3	0	0	0	0	0.0																			
		八代市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		人吉市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		荒尾市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		水俣市											2	2	51	13	25.5	0	0	0	0	0.0																			
		玉名市											3	2	124	36	29.0	0	0	0	0	0.0																			
		山鹿市											1	1	12	5	41.7	0	0	0	0	0.0																			
		菊池市											2	2	140	34	24.3	0	0	0	0	0.0																			
		宇土市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		上天草市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		宇城市											2	2	80	27	33.8	0	0	0	0	0.0																			
		阿蘇市											2	2	72	23	31.9	0	0	0	0	0.0																			
		天草市											1	1	131	47	35.9	0	0	0	0	0.0																			
		合志市											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		美里町											1	1	68	25	36.8	0	0	0	0	0.0																			
		玉東町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		南関町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		長洲町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		和水町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		大津町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		菊陽町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		南小国町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		小国町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		産山村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		高森町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		西原村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		南阿蘇村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		御船町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		嘉島町											3	1	89	25	28.1	0	0	0	0	0.0																			
		益城町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		甲佐町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		山都町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		氷川町											0	0	0	0	0.0	1	1	4	1	25.0																			
		芦北町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		津奈木町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		錦町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		多良木町											0	0	0	0	0.0	1	1	18	2	11.1																			
		湯前町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		水上村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		相良村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		五木村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		山江村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		球磨村											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		あさぎり町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			
		苓北町											0	0	0	0	0.0	0	0	0	0	0.0																			





調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都	市	市	区	府	町	村	コ	ロ	ド	名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																	
											問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他			
											28	1の合計	43	0	35		0						36	36	36	36	35	28
											4	2の合計	0	26	8		43						4	4	4	4	6	7
											2	3の合計	1	14		0							1	1	1	1	1	1
											11	4の合計	1	3									4	4	4	4	3	7
43	100	熊本市									1	熊本市議会	1	2	1	2	熊本市議会会議規則 第1条 3 議員は、出産のため招集に応ずることができないとき又は会議に出席できないときは、前項の規定による届出に際し、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして提出することができる。						1	1	1	1	1	1
43	202	八代市									1	八代市議会	1	2	1	2	八代市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第91条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。						1	1	1	1	1	4
43	203	人吉市									1	人吉市議会	1	2	1	2	人吉市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						1	1	1	1	1	1
43	204	荒尾市									1	荒尾市議会	1	2	1	2	荒尾市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条の2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						1	1	1	1	1	1
43	205	水俣市									1	水俣市議会	1	2	1	2	水俣市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						1	1	1	1	1	1
43	206	玉名市									1	玉名市議会	1	2	1	2	玉名市議会会議規則 (欠席の届出)第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						1	1	1	1	1	2
43	208	山鹿市									1	山鹿市議会	1	2	1	2	山鹿市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						1	1	1	1	1	1
43	210	菊池市									1	菊池市議会	1	3	1	2	菊池市議会会議規則 第2条 議員は、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助、災害その他やむを得ない事由により欠席し、遅参し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						1	1	1	1	1	1
43	211	宇土市									1	宇土市議会	1	3	1	2	宇土市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合)にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。						1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
				議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)						
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具休例		配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
				上天草市議会	1	2	1	上天草市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
				宇城市議会	1	3	1	宇城市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のために出席できないときは出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
				阿蘇市議会	1	2	1	阿蘇市議会会議規則 (旧姓の使用)第2条 (欠席の届出)第2条 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
				天草市議会	1	2	1	天草市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
				合志市議会	1	3	2	合志市議会 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関する必要な事項を定めるものとする。	2					1	1	1	1	1	1
				美里町議会	1	2	1	美里町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
				玉東町議会	1	4		玉東町議会 第3条(旧姓使用の承認申請) (旧姓使用の承認申請) 議員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。						4	4	4	4	4	4
				南関町議会	1	2	1	南関町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
				長洲町議会	1	2	1	長洲町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1
				和水町議会	1	2	1	和水町議会会議規則(2条第2項) 議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過するまでの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					2	2	2	2	2	2
				大津町議会	1	3	1	大津町議会会議規則(第2条第2項) 前項の規定にかかわらず、議員が出産のために出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他		
43	404	菊陽町	1	菊陽町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することを定めたものである。	菊陽町議会	1	2	1	菊陽町議会規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
43	423	南小国町	1	南小国町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏を職場において使用することについて定めるものとする。	南小国町議会	1	2	1	南小国議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2
43	424	小国町	1	小国町職員旧姓使用取扱要綱 第1条第1項第1号 この要綱は、職員が互いに個人を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。	小国町議会	3							3	3	3	3	3	3
43	425	産山村	4		産山村議会	1	4	1	産山村議会会議規則 (欠席の届出) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
43	428	高森町	1	高森町職員旧姓使用取扱要綱 第3条 職員は、旧姓を使用しようとするときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。	高森町議会	1	3	2		2			4	4	4	4	2	2
43	432	西原村	4		西原村議会	1	3	1	西原村議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
43	433	南阿蘇村	1	南阿蘇村職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、法令及び条例等の規定に反するおそれのない専ら組織内部で使用している文書、軽易な文書等(以下「文書等」という。)で職務遂行上又は事務処理上支障がないものにおいて、旧姓を使用することができる。※第2条第1項	南阿蘇村議会	1	3	2		2			4	4	4	4	4	
43	441	御船町	1	御船町旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後に、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに關し必要な事項を定めるものとする。	御船町議会	1	3	1	御船町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	2
43	442	嘉島町	3		嘉島町議会	1	2	1	嘉島町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
43	443	益城町	1	益城町旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することについて定めるものとする。	益城町議会	1	2	1	益城町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	2	1

都 市 区 府 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査							議 員 の 事 務 と 生 活 の 両 立 の 観 点 か ら の 欠 席 事 由 に つ い て、以 下 の 事 由 に つ い て 1～4 の い ず れ か 一 つ に ○ を つ け て く だ さ い。									
		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1～4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他				
	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例										
43 444 甲佐町	4		1	3	1	甲佐町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
43 447 山都町	4		1	2	1	山都町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
43 468 水川町	1	水川町職員旧姓使用取扱規程 第1条 この訓令は、互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、水川町職員(臨時職員及び非常勤職員を除く。以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	1	2	1	水川町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	4
43 482 芦北町	1	芦北町職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めるものとする。	1	2	1	芦北町議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
43 484 津奈木町	2		1	3	2	津奈木町議会 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						2	2	2	2	2	2
43 501 錦町	4		1	2	1	錦町議会 (欠席の届出) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
43 505 多良木町	1	多良木町職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第3条 職員が旧姓を使用することができるものは、次の各号のすべてに該当するものであって、おむね別表第1に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を生ずる恐れがなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は混乱を招く恐れがないもの	1	2	1	多良木町議会会議規則 第2条 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	
43 506 湯前町	1	湯前町職員旧姓使用取扱要項 第1条 この要項は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた職員が、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を職場において使用することに関し必要な事項を定めることを目的とする。 第2条 この要項は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第2項が定める一般職に属する町職員に適用する。 第3条 職員は、旧姓を使用するときは、旧姓使用承認申請書(様式第1号)により、あらかじめ任命権者の承認を受けなければならない。 第4条 任命権者は、旧姓の使用を承認したときは、旧姓使用承認通知書(様式第2号)により所属長を経て当該職員に通知するものとする。 第5条 旧姓を使用している職員は、その使用を中止しようとするときは、旧姓使用中届(様式第3号)を所属長を経て任命権者に提出しなければならない。 第6条 旧姓を使用することができる文書等は、法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められるもので、別表第1に掲げるものとする。 2 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、別表第2に掲げるものとする。 (1) 職員の身分又は権利・義務に係るもので、特別な法律関係を生じさせるおそれがあるもの (2) 公権力の行使に係るもの 第7条 ほかの任命権者から旧姓使用の承認を受けていた職員で、異動した後も引き続き旧姓を使用しようとする者は、承認を受けたことを証する書類を任命権者に提出することにより、当該任命権者において旧姓使用を承認したものとみなし、第3条及び第4条の手続きを省略することができる。 第8条 旧姓を使用する職員は、旧姓を使用するに当たっては、周囲に誤解や混乱を生じさせないように努めなければならない。 2 所属長は、所属職員の旧姓使用に関し、適切な運用が図られるように努めなければならない。 第9条 この要項に定めるもののほか、旧姓の使用に関し必要な事項は、別に定める。	1	2	1	湯前町議会 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
43 507 水上村	4		1	3	2	水上村議会 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
43 510 相良村	3		1	3	2	相良村議会 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						2	2	2	2	2	2

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査														
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
		1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
43	511	五木村	2	五木村議会	1	2	1	五木村議会会議規則 (欠席の届出)  第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。  2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	4
43	512	山江村	4	山江村議会	1	4	2		2			4	4	4	4	4	
43	513	球磨村	4	球磨村村議会	1	4	2		2			2	2	2	2	4	
43	514	あさぎり町	1	あさぎり町議会	1	2	1	あさぎり町議会会議規則  第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1
43	531	苓北町	1	苓北町議会	1	3	1	苓北町議会会議規則  第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都道府県	市区町村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組は、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部署又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合、該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント防止に関する規定がある(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く)を認めている 2. 議員向け研修を実施している 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したことはない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
		0	1	3			7	1	4	1		5			
		0	5	20	2	0	16	15	20	2		35			
		0	0	22			22	7	21	1		5			
		45	39						41						
43	100	熊本市	4	4	3			1	3	2	2	1	熊本市地域防災計画(共通編) 1 平常時における男女共同参画の視点に基づく防災対策 ○男女共同参画センターはあもいには、地域団体等を対象とした防災出前講座を開催し、男女共同参画の視点に基づく防災意識の向上を図るほか、主に女性や子ども、性的少数者等に配慮した環境整備に努め、必要と考えられる避難用物資を会館内に備蓄しておくよう努める。また、市が行う女性防災リーダーの育成に協力する。 ○市は、啓発紙への記事掲載や防災出前講座・セミナー等の開催を通じて、男女共同参画の視点に基づく防災意識の向上を図るよう努める。 2 関係機関との連携 ○平常時より、男女共同参画センターはあもいを中心に、市内で活動する子育て支援団体や女性団体、全国の男女共同参画センター等との連携体制を整え、正確な情報の発信や有用な情報の共有、大規模災害時における各種団体の役割や機能の把握を行うよう努める。 ○市は大規模災害時においてもDV被害者への相談対応ができるよう、警察をはじめとした各関係機関やDV被害者支援団体との連携を強化するよう努める。さらに、男女共同参画の視点のみならず、大規模災害発生時(特に避難所運営)において様々な生活上の困難を抱える市民等に対する正しい理解と認識のもとに多様性を尊重した対応がなされるよう、関係機関と連携し防災活動を積極的に推進する。 3 大規模災害時の対策 ○男女共同参画センターはあもいにおいて、男女共同参画の視点に基づく避難所運営について周知徹底させるため、避難所の巡回等を行う。 ○市は、男女共同参画センターはあもいや警察等関係機関と協力し、避難所等におけるDVや性犯罪防止対策に努めるほか、被害者からの相談受付を行う。		
43	202	八代市	4	4	3			3	3	4		2			
43	203	人吉市	4	4	1	1		2	3	3	4	2			
43	204	荒尾市	4	4	2			1	2	3	4	2			
43	205	水俣市	4	4	3			3	3	4	2				
43	206	玉名市	4	4	2			2	2	2	4	2			
43	208	山鹿市	4	4	2			2	2	2	4	2			
43	210	菊池市	4	2	3			1	2	3	4	2			
43	211	宇土市	4	1	3			3	3	1		2	宇土市議会議員の通称名等の使用に関する要綱 第2条 議員は、次に掲げる事項を除き、通称名又は婚姓等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用することができる。		
43	212	上天草市	4	4	2			2	2	2	4	2			
43	213	宇城市	4	4	3			1	3	1	4	2			
43	214	阿蘇市	4	4	2			2	2	2	4	2			
43	215	天草市	4	4	3			3	3	4		2	・ステップアップセミナーの開催(政策方針決定の場への女性の参画拡大と政治に参画しようとする女性の人材育成に資するため、政治分野への参画を意識した講座)		

都 市	道 区	府 町	県 村 町	コ 村	ド 名	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査												地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
						問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
						1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要の場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント(ハラスメント)が定められている(倫理防規に)	2. 議員向け研修を実施している(窓口に)	3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)	
43	216	合志市	4	4	3								1	3	1	2		1	令和5年度合志市地域防災計画書 10. 避難所における男女共同参画の推進 市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるように取り組む。また、平常時及び災害時における総務課(男女共同参画班)が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うものとする。
43	348	美里町	4	4	2								2	2	2	4		2	
43	364	玉東町	4	4	2								2	2	2	4		2	
43	367	南関町	4	2	3								3		3	4		3	
43	368	長洲町	4	4	3								3		3	4		1	長洲町地域防災計画 第14節 6. 避難所における男女共同参画の推進 男女共同参画の視点から、男女共同参画担当部局が災害対応について性差が生じないよう庁内及び避難所等における連絡調整を行えるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。
43	369	和光町	4	2	3								3		3	4		2	
43	403	大津町	4	4	2								2	2	2	4		1	令和5年度 大津町地域防災計画 (7) 避難所における男女共同参画の推進 町は、男女共同参画の視点から、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行うものとする。
43	404	菊陽町	4	4	00:00				3				2	3	2	4		2	自治体議員のコンプライアンス(ハラスメントを含む)に関する冊子を配布し全員協議会で説明
43	423	南小国町	4	2	3								2	2	2	4		2	
43	424	小国町	4	4	3								3		1	4		3	
43	425	産山村	4	4	2								2	2	2	4		2	
43	428	高森町	4	4	3								3		3	4		2	
43	432	西原村	4	4	3								3		3	4		2	
43	433	南阿蘇村	4	4	2								1	2	1	4		2	
43	441	御船町	4	4	2								2	2	2	4		2	
43	442	真島町	4	4	2								3		3	4		2	
43	443	箕城町	4	4	3								3		3	4		2	
43	444	甲佐町	4	4	2								3		2	4		3	
43	447	山都町	4	4	2								2	3	2	4		3	
43	468	水川町	4	4	3								3		3	4		2	
43	482	戸北町	4	4	2								2	2	2	4		2	
43	484	津奈木町	4	4	2								3		2	4		2	
43	501	錦町	4	4	3								3		3	4		2	
43	505	多良木町	4	4	2								1	1	2	4		2	
43	506	湯前町	4	4	2								3		3	4		2	
43	507	水上村	4	4	3								3		3	4		2	
43	510	相良村	4	4	3								3		2	4		1	相良村地域防災計画 避難所における男女共同参画の推進 村は男女共同参画の視点から、相良村防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当部局が災害対応について庁内及び避難所等における連絡調整を行い、また、男女共同参画センターが地域における男女共同参画部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努める。
43	511	五木村	4	4	2								2	2	2	4		2	
43	512	山江村	4	4	2								3		2	3		3	
43	513	球磨村	4	4	3								3		3	4		2	
43	514	あさぎり町	4	4	1			1					2	3	3	4		2	あさぎり町議会議員及び町長等のハラスメントの防止に関する条例 全文
43	531	荻北町	4	4	3								3		3	4		2	